

令和4年度 第1回武蔵野市総合教育会議

日時：令和4年5月11日（水）

場所：武蔵野市役所西棟4階 412会議室

令和4年度第1回武蔵野市総合教育会議

○令和4年5月11日（水）

○総合教育会議構成員出席者

市長	松下 玲子	教育長	竹内 道則
教育委員	高橋 和	教育委員	渡邊 一衛
教育委員	清水 健一	教育委員	井口 大也

○総合教育会議関係者

副市長 伊藤 英穂

○事務局出席者

総合政策部長	吉清 雅英
教育部長	樋爪 泰平
子ども家庭部長	勝又 隆二
企画調整課長	真柳 雄飛
市民活動推進課長	馬場 武寛
生活福祉課長	宮本 亮平
子ども子育て支援課長	吉村 祥子
子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長	石川 久雄
子ども育成課長	吉田 竜生
児童青少年課長	岡 達人
教育企画課長	牛込 秀明
教育企画課学校施設担当課長	西館 知宏
指導課長	村松 良臣
教育支援課長	祐成 将晴
教育支援課教育相談支援担当課長	勝又 玲子
生涯学習スポーツ課長兼武蔵野ふるさと歴史館担当課長	長坂 征
生涯学習スポーツ課スポーツ推進担当課長	茂木 孝雄
図書館長	目澤 弘康

事務局 企画調整課 丹羽、相馬
教育企画課 安藤

1 開 会

○松下議長 それでは、ただいまから令和 4 年度第 1 回総合教育会議を開催いたします。

令和 4 年度が始まって 1 カ月と少しが経過いたしました。コロナ禍ではありますが、感染防止対策をとりながら、子どもたちは学校、そして地域、家庭でさまざまな取り組みを行っていることと思います。この連休中にあっても、市内でさまざまな行事、イベントが 3 年ぶりに開催されました。私自身、足を運びましたが、以前とは異なって、検温をしたり、事前に予約をしたりと、さまざま注意を払いながらも、みんなで新たな取り組みを行っていかうという思いを感じた次第です。引き続きコロナ禍において、できるだけ注意しながら、安全に日常生活を営み、子どもたちの健やかな育ちや学びを支えていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

新年度を迎え、この会議のメンバーにも変更がありましたので、まず初めに、新たに就任された方から一言ご挨拶をお願いします。

○伊藤副市長 4 月 1 日より、笹井前副市長の後任で副市長を務めております伊藤と申します。教育委員会には、以前、生涯学習スポーツ課にいました。また、子ども家庭の部署には長くおまして、子ども家庭部長も務めました。どうぞよろしくお願いいたします。

○松下議長 事務局職員も 4 月 1 日付けの人事異動で変更がありましたので、順番に自己紹介をお願いいたします。

○宮本生活福祉課長 生活福祉課長になりました宮本です。これまではオリンピック・パラリンピック担当課長でした。どうぞよろしくお願いいたします。

○石川子ども家庭支援センター担当課長 4 月より、子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長となりました石川と申します。3 月までは子ども家庭支援相談担当をしておりました。引き続きよろしくお願いいたします。

○岡児童青少年課長 4 月から児童青少年課長になりました岡と申します。子ども家庭部門は初めてでございます。よろしくお願いいたします。

○牛込教育企画課長 4 月から教育企画課長になりました牛込です。教育支援課からの異動です。よろしくお願いいたします。

○祐成教育支援課長 4 月から教育支援課長の祐成です。以前は隣の教育相談支援担当課長でした。よろしくお願いいたします。

○勝又教育相談支援担当課長 祐成課長の後任で、教育相談支援担当課長になりました勝又でございます。3 月までは障害者福祉課にいました。よろしくお願いいたします。

○茂木スポーツ推進担当課長 4 月より、児童青少年課から生涯学習スポーツ課のスポー

ツ推進担当課長になりました茂木でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○松下議長 ありがとうございます。本日、欠席ですが、高丸統括指導主事もこの4月に着任しました。よろしくお願いいたします。

2 報告事項

(1) 武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告について

○松下議長 報告事項の(1)「武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告について」から始めます。

資料について事務局より説明をお願いいたします。

○吉村子ども子育て支援課長 では、子ども子育て支援課からご説明いたします。

資料については、資料1-1から1-3までございますのでご確認ください。また、委員の方には、ユニセフ協会発行の『子どもの権利条約』ハンドブックも一緒に添付しております。

それでは、資料1-1「武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会 中間報告（意見募集）」をご覧ください。

1枚おめくりいただくと、「武蔵野市子どもの権利に関する条例検討会 中間報告」と記載がございます。令和3年5月に検討委員会が設置され、委員会において出された多様な意見を、委員会による条例骨子案として整理し、中間報告としてまとめたものです。

もう一枚おめくりいただくと、委員会による条例骨子案の目次があります。こちらで全体をご確認ください。AからHまで8つございます。A前文、B総則、C誰が保障するのか、D子どもを支える人びとへの支援、E保障すべき子どもの権利、F子どもの権利保障の仕組みを創る、G子どもが安心、安全に生活していくために、H子どもの権利を保障する市の施策づくりとその水準維持・発展、という8つの章立てとなっており、その中に33の項目がございます。

さらに1枚おめくりいただくと、委員会中間報告についての説明があります。その上から3段落目ですが、委員会の検討で出された多様な意見を、委員会による条例骨子案として整理するに当たり、検討項目ごとに3つの区分分けがされています。

①条例の骨子（委員会として条例に含むべきと考える内容）、②上記骨子の基となる考え（骨子の文案の基となった委員会の考え方）、③補足意見（ある論点をめぐって、委員会の中で出された特定の意見や見解など）です。

2ページの上から4行目（3）パブリックコメントによる市民参加と条例骨子案の関係に記載がありますが、「条例の骨子案は、市民が意見を出しやすく、市民論議を活発に展開できることが望ましいことから、委員間で見解が分かれた点などについても必要に応じて

補足意見としてその内容を記載することとしました」としております。

委員会でもさまざまな立場の方から多様なご意見があった中で、見解が分かれた点などが補足意見として記載されております。今回はそこまでは触れませんが、骨子案とともにさまざまな論点が併記されておりますことをご承知おきください。

3 ページ以降の中間報告の内容につきましては、概要版でご説明いたします。

資料 1 - 2 「武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会 中間報告【概要版】」をご覧ください。

まず、概要版の 1 ページですが、子どもの権利条約について説明しています。

市では、子どもの権利条約の理念のもと、条例制定を目指しているため、まずは子どもの権利条約について知っていただくため、最初に説明をしているものです。

具体的な条約の条文などについては、日本ユニセフ協会発行の『子どもの権利条約』でご確認いただければと思います。

2 ページ目をご覧ください。委員会による条例骨子案（委員会として条例に含むべきと考える内容）（※一部抜粋）となります。

まず、「A 前文」ですが、記載のような項目を前文に入れてはどうかと委員会よりご提案をいただいております。

4 つ目の○、「子どもたちの言葉」とありますが、昨年度、市が実施した中高生世代ワークショップで出された子どもの言葉が中間報告に記載されており、前文にこれらの中高生世代の子どもの言葉を生かしてほしいと委員会より提案されているものです。

「B 総則」は、目的規定や用語の整理を載せています。紙面の都合上、概要版には載せていませんが、中間報告には、学校は、「学校等、育ち学ぶ施設」として定義が示されております。

「C 誰が保障するのか」では、市や市民、保護者の役割などが記載されています。こちらも概要版には載せていませんが、中間報告には、「学校等、育ち学ぶ施設」の役割についても記載がございます。

続きまして、「D 子どもを支える人びとへの支援」では、1 つ目の○にありますように、子どもを支えていく人びとへの支援が必要であることが書かれています。

3 つ目の○が学校等にかかわる部分ですが、「市は、子どもの権利保障に欠かせない『育ち学ぶ』環境を確保していくために、学校等、育ち学ぶ施設の主体的な努力を尊重しつつ、人的、物的、財政的な支援に努めること」との記載がございます。

3 ページの、「E 保障すべき子どもの権利」では、子どもにとって大切な権利を列挙するとともに、一番下の○に、「市は、市民（特に子ども、保護者、教職員など）が子どもの権利について理解を深め、これを活かすことができるように、子どもの権利の日、もしくは子どもの権利週間・月間などを定めること」が提案されております。

「F 子どもの権利保障の仕組みを創る」では、1つ目の○、子どもが自分らしくいられる居場所が必要であり、市はそのような居場所づくりに努めることが提案されております。

学校にかかわる部分では、2つ目の○に、「市は、子どもの休む権利を保障するために適切な措置を講ずること。とくに子ども自身が休息を求めている場合は、学校を安心して休めるよう具体的な措置を考慮するとともに、学校外の多様な居場所、学びの場の利用促進に努めること」などが記載されております。

さらに、その下の○では、「市は、普通教育機会確保法第13条に基づき、子どもの普通教育を確保していくために、義務教育段階で学校外の普通教育を選択した子どもが、学校における義務教育を受けている子どもと格差なく教育を受けることができるよう学習面、健康面、安全面及び経済面などで十分配慮すること」との記載がございます。

下から3つ目の○には、「市は、武蔵野市として進める子どもにやさしいまちづくりに関して、子どもが市民として意見表明・参加し、市政へ意見提言し、かつ自ら実施に携わっていくために、武蔵野市子ども会議を設置すること」が提案されております。

4ページの「G 子どもが安心、安全に生活していくために」では、1つ目、2つ目、3つ目の○で、「子どもへの暴力」、「子どもへの虐待」、「子どもへのいじめ」の防止について記載しています。

4つ目の○では、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うための「子どもの権利擁護委員」を置くことについて記載されております。また、紙面の都合上、概要版には記載されておりませんが、学校でいじめに関する重大事態が発生した場合に、市長が必要と認める場合は、第三者的な立場の調査委員会を設置することも中間報告には記載されております。

Hを飛ばしまして、「3 条例制定までのスケジュール」については、今回の中間報告を経て、令和4年12月に市がつくる条例素案についてもパブリックコメントを実施し、今年度中の条例制定を目指しております。

その下がパブリックコメント実施についてのお知らせです。記載のとおり、中間報告についてパブリックコメントを実施します。実施期間は5月15日から6月6日までです。5月15日号市報1面でお知らせいたします。教育委員の皆様からもぜひ多様なご意見をいただければと思っております。

最後にもう一点、資料1-3にあります「こどものけんりってななに？」についてご説明いたします。

こちらは、子どもたちにも武蔵野市で子どもの権利に関する条例について検討していることや、その検討内容について知ってもらうために作成した子ども向けの概要版です。市内在住・在学の小学校、中学校、高等学校の児童生徒に配付し、アンケートフォームによる子どもへのパブリックコメントも実施いたします。特に市立小学校4年生から中学校3

年生には、市から配付されている学習者用コンピュータにて、子ども向けの概要版の内容や、アンケートフォームによるパブリックコメントについても周知いたします。

市立小中学校には多大なご協力をいただき、各学校、各学年、教員から子ども向けについて周知啓発をしていただく時間を割いていただく予定にしております。強制ではありませんが、子どもたちから自主的にパブリックコメントができるよう、指導課や校長会を通じてお願いをしております。

さまざまな工夫をしながら、多くの子どもや市民の皆様にも、まず、検討の内容を知っていただき、そしてたくさんのご意見がいただけるよう、丁寧にパブリックコメント等を実施しております。

長くなりましたが、説明は以上です。

○松下議長 ただいまの説明について、ご質問等ある方はお願いいたします。

○渡邊委員 細かいことになるかもしれませんが、気になったところがありまして、「F-1 子どもの居場所」、これは非常に重要なことだと思います。22 ページ「上記骨子の基となる考え」の4つ目の○、学校を休む権利があるというのがその上に書いてありますが、その下には、子どもの特別休暇の制度を検討する余地があるという項目が入っています。こういうことは実際に実現できる可能性があるのかどうか。もし実現すると、子どもにとってはいいことなのかもしれませんが、勝手にという言い方は変ですが、自由な時間に休んで欠席扱いされないという状況が起きて、学校に来るのが非常にバラバラになって、補助していくのが大変なのではないかと感じます。なので、こういうところまで踏み込んだ条例になってしまうのか、気になるところでした。

○樋爪教育部長 今のご指摘の点ですが、23 ページに「補足意見」というのがあります。先ほども補足意見について事務局から説明がありましたが、委員会の中で出たさまざまな意見を記載しています。実は、教育委員会としては子どもの特別休暇については少し懸念を持っておりまして、私が検討委員会の委員として発言した内容がこちらに反映されています。

1つ目の○で、まず、学校教育法施行令の中で、校長は出席状況を明らかにしないといけないという大前提がある中で、理由も明らかにしないで休んだ子を出席扱いにするというのは、今の制度上困難です。これは、日本弁護士連合会さんの以前の提言ということですが、日本全国で事例がない部分がございます。先ほど渡邊委員がおっしゃった、さまざまなタイミングで子どもたちが休んだときの学力的なフォローが心配されるというのは、3つ目の○に記載されています。教育委員会としては、このあたりは、実際の制度として条例に記載するというのは難しいと考えておりまして、21 ページの条例の骨子の(1)の上から2番目の○、必要な場合に学校を休むことについて、休む権利はあるわけですので、こちらについてきちんと地域も学校も社会も、みんな理解するような方向に持っていくと

いうのを条例で考える。これは教育委員会としての意見ですが、そのように考えておりません。

○松下議長 ほかにご意見やご質問等ございますか。

○井口委員 普段、教育委員としてさまざまな会議に出て、いろいろな情報やこういった内容に触れることはありました。今回、子どもの権利に関する条例検討委員会の中間報告を何度も読み返しましたが、1つ1つ条例の骨子に対して、その基となる考え、さらには補足意見まで書かれていて、読んでいるほうは、その背景が見えてきてわかりやすいなど思ったのが最初の感想です。

一方、気になったのが、資料1-1から1-3まで、各所にQRコードをつけてくださっているんですけども、昼の段階でアクセスできないものがあったので、場合によってはQRコードの差し替えが必要なものもあるのではないのでしょうか。これを今後市民に配っていくときに、アクセスできないものがあるといけないと思うので、再度確認されるとういと思っています。

私も、とても興味深い内容でしたので、見ていく中で気づいた点でしたので、まずこの段階でお話をさせていただきました。

○吉村子ども子育て支援課長 何度も読み返していただき、本当にありがとうございます。こちらは、5月15日号市報で周知するというので、5月12日から公開するように手はずを整えておりますので、明日になれば見ることができます。よろしくお願ひします。

○松下議長 QRコード間違いではなくて、事前に入手した方が申し込みされないようにアクセス制限をかけているということですね。

○井口委員 安心いたしました。

これはとても大きいテーマに関わっていることで、子どもの権利に関する条例の委員会のみで完結できる内容ではなくて、そして、子どもの権利というのは、新たな切り口から内容になっていくので、いつも以上に、パブリックコメントで多くの人に関心を持っていけるように、学校を経由した応募のお話がありましたが、さまざまな媒体を使っていたいて、そして、いろいろな機会を使って、ぜひ多くの意見を聞いて、いい条例が整うようにと祈っているところです。

○松下議長 ありがとうございます。

ほかにご意見はありますか。

○高橋委員 先にまず質問をさせていただきます。5ページのA-4。こちらのQRコードから拝見いたしました第4回アンケート結果という表がありましたが、こちらのアンケートはどのように周知をされていたのかということをお聞かせいただけますか。

○吉村子ども子育て支援課長 前回の総合教育会議でもご説明しましたが、市立の小学校4年生から中学校3年生までにタブレットを活用して、学校でもその内容についてはご案内

内をしていただいたうえでアンケートをとるという形にしました。回答率は76%ぐらいでした。

○高橋委員 アンケートの回答総数を教えていただきたいです。

○吉村子ども子育て支援課長 正確な数字は今持っていませんので、いま一度確認してみます。

○高橋委員 数が非常に少ないアンケートの結果を拝見した記憶がありまして、このQRコードからたどったのですが、どのようにアンケートをされているのかなというのでお伺いいたしました。

学校でというのは、子どもたち、せっかくパソコンを持っているわけですから、たくさん意見を子どもたちから、武蔵野市の子どもたちのための権利条例ですから、子どもたちが主権者であるということにもつながるのかなと思ったんですね。

○松下議長 今、私も確認しましたところ、調査者数4,928で、回答率76%、回答総数は3,743です。

○高橋委員 では、私の誤りだったかもしれません。大変失礼いたしました。

子どもたちが、自分たちのものであるという、自分の意識で中心になっているんだということが大切かなと思いました。ありがとうございました。

○松下議長 QRコードからアクセスすると、子どもの権利に関する条例の検討についてというページになっていて、最初に検討の説明と、ムサカツについて書かれていて、その下にアンケートが出ているので、ホームページの構成上わかりにくかったことと思います。

ほかにございますか。

○清水委員 渡邊委員の最初のご発言を聞いて、ずっと考えていましたが、私は現職のときは武蔵野市の教員をやっておりました。教員をやっていた立場から、22ページの3つ目の○を読んだときに、少し違和感を覚えました。子どもにとって学校に通うのは義務ではないと言っています。これにまず違和感を覚えたのと、権利として学校で学んでおり、わからないことはないですが、自らの意思で学校を休む権利がありますと。大変疲れてしまったとか、人間関係だとかそういうので悩みを抱えてしまったとか、いろんな理由があると思います。そういう状況の中であって、子どもが安心して休むことができるような工夫。これもわからないではないんです。でも、子どもたちは、学校でいろいろな経験をして、その学校で少ししんどい体験とか、そういうものを乗り越えて成長していつているんですね。そうすると、少し友達関係がしんどいことがあったときに休む権利があるから、休んじゃえというようなことが、下手をすると不登校の引き金になるなということ、読んでいて自分なりに感じました。だから、子どもの権利ということをここでしっかりと考えて、大人たちが用意していくことというのはあると思うけれども、必要に応じて修正を加えていただいただけとありがたいなと思います。渡邊委員の発言を聞いていて、どうしても

このことが言いたくて、お話をしました。

○松下議長 これは委員会の中ではさまざまな議論があったということですね。今のポイントについて、説明いただければと思います。

○樋爪教育部長 委員会の中では、教育委員会の考えとして、私から委員として、先ほどの懸念点等については申し上げます。ただ、ほかの委員の皆さんは、その話を聞いたうえで、こういう点についてはあったほうがいいのかというご意見が、人数的には多かった状況がございました。

ただ、理念として、休む権利があるということについては、条例で記載をして目指すべきことだと思いますけれども、それをどういう手段というか、まさに休暇制度という施策部分になってきますので、これが本当にいいのかどうかというところはよくよく考えてやっていく必要があるかなと思っております。

○清水委員 今、樋爪部長がお話しされたことはわかります。わかりますが、やはり休暇制度というのが、これは子どもたちに権利としてありますよといったときに、今では考えられないようなことが学校現場で起きてくるんじゃないかという懸念があります。なので、権利として認めるのはいいんだけど、これはこういうことなんだよということが子どもたちに伝わっていくような内容になるように、この辺はもう一度お話をしていただけるとありがたいと思いました。

○樋爪教育部長 私から教育委員会としての意見を申し上げましたし、あと、委員の中に小学校の校長と中学校の校長が1名ずつ入っております、その校長先生お2人からは、同様の懸念を委員会の中でもご発言いただいているというところでございます。今言われたことを含めて、今後、十分議論していきたいと思っております。

○松下議長 今の件で言うと、「休暇制度」という言葉の「制度」と「休暇」。通常の休暇がありますよね。夏期休暇とか。また、届け出をして学校を休むのも休暇ですか。そのあたりを整理していただきたいのと、また、教育機会確保法との関係もあるかと思いますが、休むということが、何となく休暇制度というのは、働く人たちの有給休暇制度というようなことと似せているようにも見えます。学校で学ぶということは労働とはまた違うので、そのあたりをもう少し整理をしたうえで、権利として休むというのは明文化をすべきなのか。今でも休みますよね。風邪を引いても休む。風邪じゃなくても休む。そのあたり、もう少し説明いただけますか。

○村松指導課長 「上記骨子の基となる考え」ということで、制度の話が出ておりますけれども、今回の骨子の中では、休む権利を保障するために地域の理解を得られるとか、さまざまな居場所を保障するというようなところだと思いますので、必ずこれが休暇制度につながるというところではないと認識しております。

まず、学校としては、児童生徒が出席しているか、欠席しているかという確認ですので、

休暇という考え方はありません。出席か欠席でございます。あと、働いている者にとっては、夏期休暇であるとか、長期休暇というのはありますが、学校は長期休業している、夏期休業をしている、授業を行っていない、休業しているというところでございます。よく言う夏休みや冬休みは、学校が休業中であるので、子どもたちは出席をしなくてもいいというところになるわけです。ですので、子どもたちの学校に通うというところの中では、休暇という考え方は基本的にないと認識しております。

教員においても、夏期休業中に夏期休暇が設定されていて取得する他、年次休暇もあります。学校の夏休み、冬休みは休暇ではありません。

○松下議長 少しわかってきました。そのあたりの言葉の定義や整理は、検討委員会の中ではされましたか。その認識が違うと、少し議論がずれてくるような気がします。

○樋爪教育部長 23 ページの補足意見の一番上の○です。「現行の制度上では実施が困難である」というのは、まさに現行制度上、休暇という考え方はそもそもありませんので、そこに休暇ということは今ご提案を受けている中で、今の現行制度上、これは法律に基づく制度となりますので、実際にこれをやるといったときに、どういうふうにやればいいのか、我々は正直、手立てがわからないということも申し上げています。そのようなことは委員会の中でも申し上げているところではありますが、なかなか難しい状況もあります。

○松下議長 わかりました。休暇というのではなく、出席か欠席かということが今の学習指導要領で定められているということによろしいですか。

○村松指導課長 学習指導要領は学習指導要領の内容でございますので、出席、欠席については、学校教育法や施行令、施行規則と法に基づいているものでございます。

○松下議長 では、法の中で「休暇」という言葉はないということですね。わかりました。

ほかにご意見ございますか。

○竹内委員 大体気になったことは出たので、意見と確認のために質問させてください。

今日、教育委員の皆さんからもいろいろと意見をいただきましたが、この場に出た意見は、中間報告に対する意見ということで扱われるのかどうかというのが確認したいところです。

それから、意見として、16 ページの「保障すべき子どもの権利」の○の4つ目で「子どもには、意見表明し、参加する権利があること」とあります。私は、意見表明権とかいろいろ議論がありますので、当然入ってくるのかなと思ってはいましたが、いいことだと思っています。子どもたちがいろいろなものに参加したり、決定にかかわったり、あるいは、そのことで何かが変わること、変えていくことができた、そういう経験を持つというのは大事だと思っています。中学校の生徒会活動以外でもさまざまな教育活動の中で、学校の中で参加すること、決めることにかかわること、変えてきたという経験を持つというのが、主権者というか、公民の育成という面でも大事なかなと思っています。そういう意味では、

これが入っているということはいいことだと思っています。

もう一つ、これも確認のための質問ですが、36 ページのところで、いじめの重大事態が生じた場合に市長が第三者的な立場の調査委員会を設置するというのが骨子の一番下の○で入っていますが、これも設けていただくことはいいことであると思っています。

そして、その2個上の「教育委員会は、学校でのいじめの防止に関する基本方針を定め、学校でのいじめ問題について協議するため、関係者による協議会を設置すること」。いじめ防止のための協議会は、今、任意の形ですが、いじめ防止対策推進法で条例に基づいて設置することができるようになって、実はこの条例を設けるかどうかというのは、この協議会の設置のためだけの条例ではなくて、もっと広い条例が必要かなということで、ずっとこの条例設置については見合わせていた経過があります。この機会に設けてもらうということで、いじめ防止対策推進法に基づく協議会のことを想定しているんですよということを確認したいです。

○松下議長 3点です。お願いします。

○吉村子ども子育て支援課長 さきの2点についてご説明いたします。

まず、今日の総合教育会議の委員の意見については、ぜひ委員会の中でこういう意見があったということは報告させていただきたいと思います。また、先ほどから出ているように、委員会の意見というのは、一つの立場から出しているものなので、さまざまな立場からご意見をいただく、このパブリックコメントはすごく重要になってきますので、先ほど清水委員、まだほかにも気になるところがあるとおっしゃっていたところはぜひコメントで出していただければと思っています。

また、意見表明については、委員長がまさに自己肯定感を高めるためにもぜひというところで入れておりますが、子どもプラン推進地域協議会や、ほかの委員の方からも、意見表明できる立場の意見だけでなく、まだ幼少で発言できないような子どもからの意見もきちんと支援者が読み取るようなところも大事なのではないかという意見もありまして、そういうところも入れていきたいと思っています。

○村松指導課長 いじめ問題に関しては、教育長からお話がありましたとおり、法に基づいたいじめ問題の関係者連絡会議はこれまで設けておりましたけれども、この条例に基づいた設置をしっかりと位置づけていきたいと考えております。

○松下議長 子どもの権利条例ができれば、この間、検討していた協議会が条例設置で設けることができるということですね。ほかにございますか。

○高橋委員 私としては、条例とか制度とかの前に、まず、子どもたちが今、忙し過ぎると思います。私の教えている子どもたちを見ても、月曜日から土曜日まで、学校の後に塾が入っていたり、習い事が入っていたりという子がたくさんいます。もっと大人たちは制度とか条例の前に、本来あるべき子どもたちの姿、たくさん遊んで、たくさん学んで、そ

してたくさん休むということをもっと根本的なところとして捉えてあげないといけないのではないかなと思います。

そのうえで、子どもたちには何が必要かというのがまずあって、そのためにこういう条例がありますということが必要なのではないかなと思います。休暇の制度の話、たくさん今回出ましたが、その前に、まず子どもって休まなきゃだめだよ、寝なくちゃだめだよとか、もっと遊ばないとだめだよとかというところが、まず最初にくるべきなのではないかなと私は思ったのです。まずは子どもたちの多忙感であったりとか、身体的な疲れであったりということをもっと見てあげる必要性が、一番のもとになる部分として必要なのではないかなと思いました。これは私の意見です。

○松下議長 子どもたちが休むということや、また睡眠時間とか、家庭によってバラバラだと思いますが、その中でも保護者の役割というのは明文化されているので、もしこういうことが委員会で議論があったなら教えていただきたいです。

○吉村子ども子育て支援課長 委員会でも最初に出てきたのは、家庭と学校の疲弊と限界を自覚しつつというところを出発点にしているところがあって、そこよりも、まず子どもを見るというところもあるのかなと思います。委員会には、そのような意見があったということはお伝えしたいと思います。

○松下議長 ほかにございますか。

○渡邊委員 例えば、『子どもの権利条約』ハンドブックを見ると、これは国際的に通用するような権利が書いてありますが、今回、学校、教育の場面を含めて、日本の子どもたちや、あるいは武蔵野市の子どもたちに合った権利を保障していきましょうという話ですよ。

目次の項目でA-1からH-3まで見てみると、全部で30項目以上あります。もしこれが1個ずつの条文になると31条とか32条。附則がつくと、40ぐらいになってしまうかもしれません。

例えば、小金井市は全部で17条です。できるだけ集約して子どもたちがわかるやさしい言葉で書いてあげることが大切です。最後に条文にまとめるときに、ぜひそういうことを意識した文章にし直すとか、簡略化して、全体の考え方がわかるような内容にしていただけるといいと思います。今、休暇の話も出ましたが、細かい部分は、別のところで決めていけばいい話なので、俯瞰的に見た条文をつくっていくことが大切だと思います。

例えばA-1だけでも○がたくさんあり、それを全部入れ込むと、読む気にならないような権利条例になってしまうので、その辺のまとめをこれからやらなければいけない。委員会でやっていただけだと思いますが、これがそのまま条文になるという心配をしました。

○吉村子ども子育て支援課長 ご意見ありがとうございます。委員会にも伝えたいと思

ます。

今後のスケジュールとして、今回、中間報告に対するパブリックコメントを実施しますが、こちらが8月ぐらいに終わり、9月に最終報告が出た後に、そちらを見ながら12月に市で条例案をつくりまします。最終報告がそのまま条例になるわけではなくて、市で条例案をつくって、さらにそれに対してパブリックコメントを実施しますので、また精査をしていきたいと思っております。

○清水委員 13 ページ「子どもを支える人びとへの支援」の2つ目の○です。「おとなは、『子ども支援者』として、子どもが自己の意思で自己成長していくために欠かせない自発的な活動、とくにその能動的な活動意欲の源としての『自己肯定感』の獲得を支援していくことを目指すことが望ましいと言えます」。これはまさにそのとおりだと思っています。日本の子どもたちの自己肯定感というのは決して高くないですね。というよりも、むしろ低いぐらいです。それから、未来についても悲観的な見方をしている子どもが多いということがあります。武蔵野市でも自己肯定感をつけていくということはきちんと教育目標にもうたっていますが、どうして自己肯定感が高まっていかないのかと考えたときに、子どもたちの様子、姿というのは、大人たちを映している鏡のようなものだと思っております。大人たちが自己肯定感が高いか、前向きに夢を大人同士や子どもに対して語っているかということ、そこは日本は弱いのではないかと考えているわけです。これは、それぞれ行政、学校、地域社会や家庭が、みんなでそれぞれの役割を果たしていくことによって、少しずつ自己肯定感が高まっていくのかなと思います。

1つの例として、私が住んでいるマンションは、コミュニティとしてはなかなか成熟していると思っていて大人同士はよく挨拶をします。だけど、そのマンションの中で小学生の子どもとすれ違ったときに、大人は子どもたちに挨拶をしていないのです。子どもたちも大人に挨拶しません。私が子どもたちに挨拶をすると、子どもたちは顔を見て通り過ぎるのですが、繰り返し、繰り返しすると、同じ子に会ったりすると、あ、このおじさんは挨拶をするおじさんだといって、挨拶をしてくれるんです。挨拶をするというのは、その子を認めるまず第一歩だと思っていて、そこから少し話ができ、「今日学校どうだった？」と言ったら、「運動会の練習をやったよ」とかと話をするのです。子どもは、大人に自分が認めてもらえた、話ができたとすることで、自分の存在、自分の自己肯定感が少し高まるのです。大人と子どもが断絶されているような関係ではなくて、もっと子どものことを認めて、子どもの頑張っている姿をほめてというようなことで、子どもの自己肯定感が高まっていく。そういうようなことをもっと日本人は、武蔵野の市民はしていかななくてはいけないのではないかなと思います。そういう大人としてのかかわりを具体的に盛り込んでいくということも必要なのではないかなと思います。

ですから、大人の具体的なかかわり、それから、地域としての子どもたちへのかかわり

とか、行政の施策でも、こういうことを大事にしてやっていきたいと思いますということを働きかけていくことによって変わっていくだろうなど。そういうことを武蔵野市では大事にできたらとても素晴らしいのではないかと考えています。

○松下議長 ご意見として承りたいと思います。ありがとうございます。

○井口委員 今、2つお伝えしたいのは、1つ目は、出席、欠席の話に戻ってしまいますが、コロナが非常にまん延しているころによく出た言葉の問題で、罹患してしまった、濃厚接触になってしまった、予防したというときは、出席停止の扱いでした。ところが、出席停止という言葉があまりなじまない保護者にとってみると、出席停止の略語が出停になりますが、運転免許を持っている人は、免許停止の免停と出席停止が同じような扱いで、出席停止という言葉は、まるで免停を受けてしまったかのような誤解があったのです。

つまり、伝えたいことは、言葉をしっかり整理して、それを周知していかないと、どんどん話が違うほうに行ってしまうので、この機会にもう一度言葉の定義を広めていただきたいなということです。

私は、子どもの権利について、21 ページにあります「子どもの居場所」がとても大切だなと思っています。大人もそうです。特に、小学生もそうでしょうけれども、中学生くらいになりますと、ここに書いてあるように、いろいろな切り口から考えられるありとあらゆる居場所をつくって考えていってほしいなということで、応援する意味で発言させていただきました。

○松下議長 ありがとうございます。応援という意味で、ご意見として承りたいと思います。

○伊藤委員 1点だけ事務的な確認をさせてください。そのほうがイメージが統一されるかなと思います。委員会からの最終報告は、この報告書のような条例の骨子、骨子の基となる考え、補足意見という形で出てくるのでしょうか。それとも、次の段階のものが出てくるというイメージでしょうかというのを確認させてください。

○吉村子ども子育て支援課長 これからパブリックコメントを実施しますので、どこまでこれを取り入れていくかというところは委員会次第ではありますが、2ページの(3)「パブリックコメントによる市民参加と条例骨子案との関係」のところでも、各分野のマイノリティ層の意見も尊重すべきということで、できるだけ補足意見をたくさん出したものが完成形として、これが委員会の最終報告書として固まっていくものではないのではないかと考えています。あとは委員会で精査していただきます。

○松下議長 皆様、さまざまありがとうございました。

3 協議事項

(1) 武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱 重点的取り組み事項 令和4年度改

定案について

○松下議長 次に協議事項の(1)「武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱 重点的取り組み事項 令和4年度改定案について」に移ります。

今年の3月に行いました令和3年度第2回の会議の際、昨年度の取り組み状況と今後の取り組みの方向性について協議いたしました。それを踏まえて、本日は年度当初ということで、令和4年度の改定案をつくり、お示ししています。

それでは、資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○真柳企画調整課長 それでは、説明いたします。資料2をお願いいたします。

表の見方ですが、まず、一番左側に、説明の都合上、ナンバーを振らせていただきました。そして、令和3年5月に改定した重点的な取り組み事項とその内容、その隣が令和3年度の取り組み状況、今後の取り組みの方向性。ここまでは、3月の総合教育会議に出させていただいたものです。そして、令和4年度の改定案、網かけになっている部分が、今日お諮りするものです。また、下線が引いてある部分が前回からの変更点というところでお示ししております。

なお、並び順としては、子ども、学校教育、生涯学習、文化という順となっております。

それでは、1つずつ説明をさせていただきます。

まず1番「子どもの尊厳と権利が尊重される地域社会の推進」です。令和4年度の改定案の内容ですが、4行目、「子どもの権利に関する条例の検討を行い、令和4年度中の議案上程を目指す」と新たに書き加えられております。

2番目「妊娠期から学齢期にわたる切れ目のない支援及び体制の推進」です。

下線の「関係機関が連携して子どもと子育て家庭への包括的な支援を行う」。以前の「体制を推進する」から、このような記載に改めております。

「また、切れ目のない支援を実現するための新たな複合施設を見据えた相談支援体制や機能連携のあり方について検討を行う」も表現を修正しています。

それから、3段落目の3行目「さらなる相談支援体制や校内支援体制の強化を図る」は、「校内支援体制」という言葉を追記しております。

3番目「総合的な放課後施策の推進」です。

2段落目、「就労の多様化等に対応するため、民間学童クラブの開設支援を行うとともに、児童増に対応するため、学童クラブ室の整備を進める」。

それから、「4年生以上の受入れについては、新型コロナウイルス感染対策を継続するとともに、学童クラブの需要増に対応しながら、学校長期休業中の一時育成事業について検討を進める」。

最後、「また、『放課後児童クラブ第三者評価ガイドライン』を国が策定したことを踏ま

え、学童クラブの安定的な運営や質の向上に向けて第三者評価を導入する」と記載しております。

4番目「生きる力を育む幼児教育の振興」は全面的に改定をしております。「武蔵野市の生きる力を育む幼児教育の考え方について、リーフレットの作成、シンポジウムの開催等を通して、保護者を含めて広く理解が得られるよう周知を進める」。それから、「幼稚園・保育園・認定こども園による横の連携の場、小学校との縦の連携の場を設定し、幼児教育の考え方等の関係者間での共有を図るとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を進める」としています。

2ページをお願いします。5番目「学校改築の計画的な推進」です。こちらは、「第一中学校及び第五中学校について、改築基本設計に基づき実施設計を進める」。それから、「第五小学校及び井之頭小学校について、学校施設整備基本計画に基づき基本計画の策定を行う。合わせて、学校プールの在り方についても検討を進める」と追記しております。

6番目については、アンダーラインがありませんが、令和3年5月のときには、2段落目に、新学校給食桜堤調理場の記載がありましたが、こちらは整備が終わりましたので、削除しております。

7番目「学習者用コンピュータを活用した学びの推進」です。2行目から「学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用した授業実践を蓄積する。また、運用上の課題等を検討・協議し、各学校における実践に生かし、学校への支援体制の充実を図る」。

「ICTを使うことが当たり前の社会に求められる『態度や知識・技能』を身に付ける」ために、児童生徒が自律的・創造的に学習者用コンピュータを利活用できるよう、家庭や地域と連携を図りながら、子どもの発達段階に応じたデジタル・シティズンシップ教育を推進する」と記載を改めております。

8番目「学校・家庭・地域との連携協働」です。こちらは、「協働体制検討委員会による、学校・家庭・地域がさらに協働し、目標を共有して子どもたちを育てていくための体制についての検討報告を受け、協働体制に関するモデル校地区の実施に向けた準備を進める」と改めております。

最後、3ページです。9番目「東京2020オリンピック・パラリンピック等国際大会のレガシー創出と継承」は、新たな令和4年度の改定案からは削除とさせていただきます。

ただ、前回3月の総合教育会議のときに、真ん中の今後の取り組みの方向性についての書き込みをもう少し充実させたほうがいいのではないかというご意見をいただきましたので、下線を引かせていただいておりますが、内容の書き込みをしております。

10番目「総合体育館及び市営プールのあり方の検討」です。

改定案ですが、「市立体育施設の整備・改善を進め、利用者の利便性向上とさらなる利用促進、有効活用を図るため、総合体育館の大規模改修工事に向けた基本計画（案）の作成

を行う」。

それから、「令和3年度に引き続き武蔵野総合体育館外壁等改修工事を実施する」。

3段落目、「市営プール等のあり方」。こちらは、今後の取り組みの方向性にも書いてありますが、既存の屋外プールを廃止し、温水プール、管理棟を建て替えることで、年間を通して誰もがプールを利用しやすい環境を整備する。そのあり方について、「第二期スポーツ推進計画で示された方向性に則して、第六期長期計画・調整計画の中で議論を深めていく」。

それから、この4月に合併しておりますが、「合併後の（公財）武蔵野文化生涯学習事業団の持つ資源を効果的に活用し、分野横断的なスポーツの楽しみ方を創出する」と改めております。

最後、11番「武蔵野市文化振興基本方針に基づく文化施策の推進」です。こちら、合併した「（公財）武蔵野文化生涯学習事業団が、施設や事業部門間の連携を進めつつ、より質の高いサービスを展開できるよう、関係部課及び新事業団の連絡調整の体制を確保し、必要な支援・指導を継続する」と改めました。

説明は以上になります。

○松下議長 説明が終わりました。本件の進め方ですが、項目が複数ございますので、ページごとにご意見を言っていただきたいと思います。

では、まず、資料3の1ページ目の項目について、ご意見をお願いいたします。

○竹内委員 質問ですが、まず、2番目「妊娠期から学齢期にわたる切れ目のない支援及び体制の推進」で、一番下の下線「校内支援体制の強化を図る」というのが、これは、スタッフの配置を含めて根拠があると思いますが、こういった関係で新たに追加になったのかご説明をいただきたい。

4番目「生きる力を育む幼児教育の振興」ですが、小学校での受けとめとしては、スタートカリキュラムというのを、各校、年間10時間ぐらい行っていると思うんですけども、そのスタートカリキュラムについてのご説明をお願いしたいと思います。

○松下議長 2点についてのご質問です。

○勝又教育相談支援担当課長

最初のご質問、「校内支援体制の強化」の部分でございますが、まず、各学校に対して、校内の不登校対応の相談窓口を明確にさせていただいたこと、校内会議の体制などを調査させていただいたのが1点です。

また、家庭と子どもの支援員の体制を強化いたしまして、今年度からは常駐型の支援員を配置したことが具体的な点でございます。

○村松指導課長 平成29年3月に武蔵野市の小学校でスタートカリキュラムを作成いたしました。これは、先ほど教育長がお話いただいたように、10時間程度、それぞれの場

面の中でどう幼児教育につながっていくのかということを示した内容でございます。ただ、昨年度報告されました幼児教育振興検討会議の報告書に基づいて、その幼児教育で培う生きる力をどのように現在の学校教育の中での生きる力につなげていくのかというところで、さらに入門期に当てたスタートカリキュラムの見直しを図っていかなければいけないということで、今年度、スタートカリキュラムの改定の検討委員会も立ち上げまして、小学校の先生方等にも参加いただき、また、保育園や幼稚園の先生方にもご参加いただきながら、見直しを図ってまいりたいと考えております。

○松下議長 ほかにございますか。

○渡邊委員 3番目のところです。前回、民間学童クラブの話をして、現在、武蔵野市に3つぐらいあるということで、そういうところを活用しながらということでしたが、今度、開設支援を行うとなると、新しくまたつくっていくのか、どのような形で支援を行っていくのか、何か案があったら教えていただければと思います。居場所の一つなので、ぜひ増やして行ってほしいと思っています。

最後の4番目、これも前回伺いましたが、幼小連携をしっかりとやっていくということで、今のお話から、幼稚園の先生、保育園の先生と小学校の先生方との話し合いをしながら計画を立てていくということで安心しました。この辺は大変期待しています。

○松下議長 ありがとうございます。

○岡児童青少年課長 民間学童クラブの開設支援というのは、今、市営の学童クラブの定員をかなり増やしていますが、それだけではまだ不足しているという状況もございますので、市民の皆様の多様なニーズに応えるため、受け皿を増やすということで、新しい事業所の新規開設の支援を行います。それについて、資金的な補助も含めながら、新規開設の募集を行っていくという形で考えております。

○松下議長 ほかにございますか。

○井口委員 3番目の民間学童についてですが、民間学童クラブを誘致して支援していくとなると、聞きかじった状態のままですと、どんどん不安な声が高まる傾向があるかなと思います。例えば、昔のごみ収集が、市職員の直営から、業務委託になったりとか、学校給食は給食財団になりました。そうすると必ず出てくるのが、働いている方々も、通わせる親も、「民間は」というふうになるので、その辺は丁寧に何度でも説明をしていただきたいということが1つです。

4番目に「シンポジウムの開催」とありますが、これも多くの方が参加できるように、そこに触れられるように、ハイブリッド形式で、また、後でそれを一定期間視聴できるようにするなど、多くの方が参加できる方法で進めてほしいと思いました。

○松下議長 民間学童に関して、お願いします。

○岡児童青少年課長 さらに定員増に対応していくため、市立の学童は、今後も順次整

備を進めていきます。ですので、民間学童クラブの開設支援をすることが、公営の学童クラブを縮小するという話では全くないので、確かにご心配なさる方がいらっしゃるかもしれませんが、そういう誤解がないように丁寧に説明をしていきたいと考えております。

○松下議長 ほかにございますか。

○清水委員 まず、2番ですが、発達、不登校、虐待、貧困といろいろなことで関係機関が連携しているということですね。これは、武蔵野市の場合は、非常にいい方向で進んでいるなという気がしています。

その中であって、家庭と子どもの支援員は、その支援員の性格や資質にもよりますが、本当によくやってくださっていて、そして、学校の担任が少しかかわるのが難しいなというようなことも、支援員のおかげで不登校から学校に来られるようになってきたというケースをだいぶ聞いています。

これはお願いですが、図書館サポーターが、横の連携、情報交換をするように、家庭と子どもの支援員同士が、こういうかかわり方がこういうケースの場合はいいんだよというように話を話し合っ、交流して、それぞれのスキルが上がっていくような仕組みはできないかなと思っています。

もう一つは、4番ですが、幼保小の連携は、結構昔からやっていました。いろいろなお子さんの情報が小学校に上がってきて、情報交換したその内容を、小学校に上がってからの教育に生かしていくわけですが、私がぜひお願いしたいと思うのは、子どもは、のびしろやよさがいっぱいあるのです。ところが、幼保小の連携の中で、こういうところを注意して見てねとか、こういうところは少し課題かなという部分が非常に多くて、その子のよさを引き継いで伸ばしていくという連携ができると、子どもたちにとっては幸せだなと思っています。ぜひ幼保小の連携の中で、子どものよさを引き継ぐようなことをやってほしいと思っています。

○松下議長 2点について、お願いいたします。

○勝又教育相談支援担当課長 家庭と子どもの支援について、ご意見ありがとうございます。各学校内での活動になりますので、支援員同士の交流の機会が必要であると思います。まずはスクールソーシャルワーカーを通じて、連携を進めていきたいと考えておりますが、支援員同士についても検討したいと思います。

○吉田子ども育成課長 4番「生きる力を育む幼児教育」の、幼保小の連携についてです。コロナの影響もあって、若干縮小しているところもありますが、今後、各地域で展開できるようにしていきたいと思っています。その際には、例えば、小学校の先生が幼児期における発達を知っていただくとか、逆に幼稚園、保育園の先生方に、幼児教育での成果がどのように小学校に引き継がれていくかということ、先生方の意見交換を通して、それぞれで認識を深めていただくという取り組みをしていきたいと思っています。

それと、先ほど、シンポジウムをハイブリッド形式でというご意見をいただきましたが、実際、そのような取り組みを進めたいと思っております。具体的には、9月17日（土）の午前中に、武蔵野公会堂での開催を検討していますが、その際は、インターネット中継なども行うことで、なかなか会場に来られない世帯の方々にも視聴していただけるようにしていきたいと思っております。

○松下議長 ほかにございますか。

なければ、続いて、2ページ目の項目について、ご意見ををお願いします。

○清水委員 7番です。学校公開の授業などで各校の児童生徒を見ていると、学習者用コンピュータの活用能力がかなり高いなと感じます。わからない子に教えてあげるといふ場面もよく目にします。あと、先生は準備して研究していますが、先生が授業中困る場面というのがあります。あれ、これどうやったらこうなるのかなという、子どもが、先生、その場合はここを押して、次これですよという、あ、本当だ、できた、ありがとうという授業を見たりするのです。昔は、学校で運動ができるとすごく注目され、格好いいなという話になりましたが、今は、ITを使っていろいろなことができる、教えられるというのは、子どもたちにとってみると、憧れの的で、そういう子どもたちが、今、すごく注目されているというのは、ある意味とてもすばらしいことだなと思います。そういう子どもたちがさらに自分のスキルをアップして行って、将来そういう分野で大活躍をしてくれるというのは、本当に期待していることなので、そういったことも学校で認め合えるようにしていきたいと思っております。

○松下議長 ありがとうございます。「学習者用コンピュータを活用した学びの推進」で、実際に授業を見学されてのご意見ということでもよろしいですか。ありがとうございます。ほかにございますか。

○高橋委員 私も7番ですが、子どもたちのパソコンの知識、そして使い方は、本当に目を見張るところがありまして、今、清水委員おっしゃられましたように、子どもたちのほうが知っているということは、結構多いと思うのです。なので、これは1つのアイデアとして、子どもたちが先生になり、先生が生徒になって教えてもらおうという授業というのもおもしろいのではないかと思います。そうすると、教えるというのはどういうことかを子どもたちも学べるし、先生方も、子どもたちに質問することによって、子どもたちもまたより勉強しよう、もっと知識を増やそうという気持ちになり、そして、先生たちの知識も増えるということで、お互いにとっていいのではないかと思いますので、意見として言わせていただきました。

○松下議長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○渡邊委員 今の高橋委員の発言を補足しますが、教えることは学ぶことなのです。そのような授業をたくさんすることによって、深い学びがどんどん発展していくのではないか

と思います。

この部分で、前年度は、指導方法とか活用方法という方法中心だったのですが、今度は、どうやって活用していくか、いいやり方を見つけていくということですよ。それが中心になっていくということが明確になって、これはいい方向だと感じました。

最後の8番目ですが、協働体制検討委員会で検討していただいています。モデル校地区の実施に向けた準備と書かれていますが、モデル校はどのくらいの規模でやっていくのか、もしわかっていれば、教えてください。

○松下議長 8番について、お願いします。

○村松指導課長 モデル校地区については、今年度、この検討委員会の報告を受けて、一気に全18校で展開するのではなくて、まず、検討した報告に基づいてどういうことができるのかということを検証していくためのモデル校ということで考えております。地域や数については、まだ検討しておりませんが、なるべく複数できればと思っております。ただ、そこに関しては、予算が関係しますので、ご相談させていただきながら、準備を進めていきたいと考えております。

○松下議長 ほかにございますか。

○井口委員 5番の学校プールのあり方について検討を進めるという部分については、学校は授業の中でプール指導がある中で、では、学校の敷地内にプールがなかったら、おそらくプールの時間は近くのある学校に行くのか、民間施設に行くのかと考えると、移動に対する安全面の確保であったり、行き帰りにどれだけの時間を費やすのだろうかと思えます。それに対する学校の先生や職員の方々の時間を考えてみても、敷地が狭い学校があることもわかっておりますが、それでも工夫して設置できるのであれば、ぜひ各校に学校プールは残して行ってほしいと思います。

また、市民が住んでいる場所によって、この学校にはプールがないということになると、またいろいろな意見が出てくる兼ね合いもあります。

もう一つは、発生する確率が70%に上ると言われている大地震が万が一発生したときの学校のプールの水というのは、防火水槽の代わりにもなり得ますし、生活用水にもなることから、学校プールについては、今までどおり各校にある形で続けて行ってほしいと思ったところです。

○松下議長 学校プールのあり方についての検討の前提として、学校の敷地だけではなく、昨今の気候変動などによる夏期の大雨や雷雨などで、屋外プールでの授業が実際には取り組めないなど、課題があると思いますが、そのあたり、今までの検討状況や今後の議論の想定として何かありますか。

○牛込教育企画課長 今後、改築していく学校について、平置きのプールが敷地面積上厳しいところもあります。このような状況を踏まえて、例えば、屋上にプールをつくるかと

か、あるいは、外部のプールを活用するといった手段が考えられます。それを移動時間や指導のあり方について、学校の先生だけで教えるのがいいのか、あるいは、外部の専門家の力を借りるのがいいのかなど、コスト面なども含め、総合的な観点から、検討を進めているところでございます。

○松下議長 総合的な観点から、改築の計画的な推進という項目の中で、プールのあり方についても検討を進めるということでございますので、今後、さまざま、案が出てくる段階でそれをまた見てご議論もいただければと思います。

ほかにございますか。よろしいですか。

最後、3 ページ目の項目について、ご意見のある方はお願いいたします。

○渡邊委員 9 番の事項削除について、前回申し上げましたが、今後の取り組みの方向性は充実した内容にいただいています。どうもありがとうございます。

ここで事項削除にはなっていますが、定着を図る取り組みとか、今後の継続性、どういう部署でどのように具体的に実施していくのか気になるところなので、わかる範囲でいいですから、教えていただけますか。

○茂木スポーツ推進担当課長 総合体育館の指定管理業務の中で「DO SPORTS!」を発行しており、その中のスポーツイベントの中で、Sports for All、HANDS の取り組み、または障害者向けのスポーツ教室、こういったところも記載しております。指定管理業務として、今後、生涯学習スポーツ課で推進してまいります。

また、スポーツ推進委員でも、ボッチャの研修会、障害者スポーツの研修会、先日開催した総合体育館でのファミリースポーツフェア、こういったイベントの中で競技を紹介して、さらに推進を進めていく、そういったところでございます。

○松下議長 ほかに3 ページ目でございますか。よろしいですか。

それでは、施策の大綱、重点的取り組みの改定案について、一通りご協議をいただきました。

ほかに全体を通して何かご意見のある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

プールのところで言えばよかったのですが、学校プールのあり方についての検討は、これからさまざまなご意見が出てくるかと思えます。先ほど、井口委員からは、これまでどおり各学校に設置をとということでご意見がございました。

私は、まず改築があるから検討するという前提はありますが、今後長い目で見ても、水泳指導のあり方なり、現状の夏期限定のプールがかなり天候に左右されて、児童の制約も大きいと聞いておりますし、日常、プールを管理する教員の負担もかなり大変なものがあると聞いておりますので、せっかくの機会なので、さまざまな課題、そしてメリットやデメリットを比較検討するうえで、今後の武蔵野市の学校プールのあり方をしっかりとご議論いただいて、そしてよりよい方法にしていきたいと思っています。これは、学校プール

だけではなくて、市営プールについてもこれから議論を進めていくことになりますので、今日のご意見としていただいたうえで、今後も市とさらに議論が行われると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の協議を踏まえて、今年度の施策の大綱の取り組み状況を今後決定することとし、次の事項に移りたいと思います。

4 その他

(1) Teens ムサカツ・中高生の未来ワークショップについて

○松下議長 次第の4、その他の(1)です。「Teens ムサカツ・中高生未来ワークショップについて」説明をお願いいたします。

○真柳企画調整課長 それでは、本日、机上に配付させていただきました未来ワークショップのチラシをご覧ください。

今年度から2か年かけて、第六期長期計画・調整計画の策定がスタートしてまいります。また、そういった中で中高生世代の意見も聞きたいという背景がございます。この事業については、千葉大学のOPoSSuMという研究グループの協力も得て実施しようと考えておりまして、具体的には、人口推計や国勢調査、経済センサスなど、統計的なデータをもとに、現在の傾向が2050年まで続いたとしたら、どんな未来になるかを視覚化した資料、「未来シミュレーター」と言っていますが、そういったものから、未来の武蔵野市が抱える課題を、中高生が未来の市長として想像してもらって、課題解決に向けて現在の市長に政策提言を行ってもらおうというワークショップでございます。

なお、このワークショップについては、Teens ムサカツの参加者にも声をかけて参加をしていただく予定です。

○吉村子ども子育て支援課長 報告事項(1)でご説明した「子どもの言葉」というのを、Teens ムサカツ・中高生世代ワークショップに参加した、中高生世代の子どもたちからいただいておりますが、令和4年度についてもTeens ムサカツ・中高生世代ワークショップを実施したいと思い、5月15日号の市報で募集します。資料1-3「こどものけんりってなあに？」の下のところにありますが、パブリックコメントは6月6日までですが、第1回目を6月12日に行い、子どもたちにも一緒に子どもの権利について考えてもらいたいと思っております。第2回目は、未来ワークショップとコラボしてやっていきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの説明について、ご意見やご質問がある方はお願いいたします。

○竹内委員 参加対象が、中高生世代(12~18歳)と書いてありますが、「世代」という言葉が入っているので、あえて聞きますが、中学生、高校生だけということでしょうか。

それとも 12 歳から 18 歳の方ということなのでしょうか。お願いします。

○吉村子ども子育て支援課長 実際、前の年に 18 歳で参加した子が、引き続きもっとやりたいと言って参加していることもあります。また、高校に行っていない方もいるかもしれないということで、高校生と限定せず、高校生世代と記載しております。

○松下議長 広く捉えているということですね。

○竹内委員 わかりました。

○松下議長 ほかにございますか。よろしいですか。

(2) 令和 4 年度総合教育会議日程について

○松下議長 次第の 4、その他の(2)「令和 4 年度総合教育会議開催日程について」、事務局より説明をお願いいたします。

○真柳企画調整課長 資料の 4 をお願いします。

次回の開催は、11 月 2 日、2 時から 4 時、場所は市役所 412 会議室です。内容としては、先ほども重点取り組み事項の中の一つでした学校・家庭・地域の協働体制の検討委員会の報告書がまとまってまいりますので、それについて、この場でまたお話し合いできればと思っております。

○松下議長 ただいまの説明について、また、その他で何かご発言がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

5 閉 会

○松下議長 それでは、以上をもちまして、令和 4 年度第 1 回総合教育会議は閉会となります。

今日、報告事項で子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告について、たくさんのご意見やご質問を頂戴いたしました。ありがとうございます。ぜひ検討委員会でも今日の議論をいただいて、より議論を深めていただければと思います。

本日はありがとうございました。

午後 3 時 35 分 閉会